

## 第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

この第5編では、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の達成に向けた基本的な考え方を整理するとともに、第2編「分野別計画」及び第3編「行財政運営」で定めた施策とSDGsのゴール(意欲目標)との関連性を整理しています。

### 第1章 SDGsの概要

SDGsは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年(2030年)を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、17のゴールを定め、国際社会全体で取り組むこととされています。

図表 SDGsの17のゴールの内容

	<b>目標1 貧困</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>目標2 飢餓</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>目標3 保健</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標4 教育</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>目標5 ジェンダー</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント <sup>46</sup> を行う		<b>目標6 水・衛生</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>目標7 エネルギー</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標8 経済成長と雇用</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	<b>目標9 インフラ、産業化、イノベーション</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション <sup>47</sup> の推進を図る		<b>目標10 不平等</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する
	<b>目標11 持続可能な都市</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		<b>目標12 持続可能な消費と生産</b> 持続可能な消費生産形態を確保する
	<b>目標13 気候変動</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		<b>目標14 海洋資源</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>目標15 陸上資源</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		<b>目標16 平和</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標17 実施手段</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

46 個人的、社会的、政治的、経済的に「抑圧された状態に置かれた個人や集団が、自らの権利意識に基づいて、自己主張、自己決定、自己実現を行うことで、それまでに無視されてきた自己の権利を回復すること」を目的とした援助過程

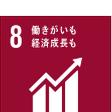
47 新技術の発明や新規のアイデアなどから、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。

## 第2章 SDGsのゴールと自治体行政との関係

国が作成したSDGs関連の資料等においては、地方自治体がSDGsを導入するに当たり参考となるものとして、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が策定したガイドラインが紹介されています。

そして、そのガイドラインでは、SDGsのゴール達成のために地方自治体が果たし得る役割を、以下のとおり示しています。

**図表** 地方自治体の果たし得る役割

ゴール	地方自治体の果たし得る役割
	<p><b>貧困をなくそう</b> 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細かな支援策が求められています。</p>
	<p><b>飢餓をゼロに</b> 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b> 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善するために必要であるという研究も報告されています。</p>
	<p><b>質の高い教育をみんなに</b> 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
	<p><b>ジェンダー平等を実現しよう</b> 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p><b>安全な水とトイレを世界中に</b> 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
	<p><b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
	<p><b>働きがいも経済成長も</b> 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

ゴール	地方自治体の果たし得る役割
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>人や国の不平等をなくそう</b> 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>つくる責任つかう責任</b> 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>海の豊かさを守ろう</b> 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>陸の豊かさを守ろう</b> 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然遺産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>平和と公正をすべての人に</b> 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が策定した「私たちのまちにとってのSDGs～導入のためのガイドライン～」

# 第3章 SDGsの達成に向けた基本的な考え方

国は、平成28年（2016年）に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。

このことから、第五次基本計画で定めた施策を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

そこで、各施策がSDGsのどのゴールと関連性があるかを理解するため、第2編「分野別計画」及び第3編「行財政運営」で定めた施策とSDGsのゴールとの関連性について、下の図表のとおり整理しました。具体的には、図表において、施策ごとに密接に関連していると考えられるゴールに、●を付けています。

**図表** 第五次基本計画で定めた施策とSDGsの17のゴールとの関連性

施策	SDGsのゴール	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
								
<b>第2編 分野別計画</b>								
<b>基本施策1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり</b>								
1-1	子育て支援	●	●	●	●	●		
1-2	子どもたちの健全育成	●		●	●	●		
1-3	学校教育	●	●	●	●			
<b>基本施策2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり</b>								
2-1	保健、医療			●				
2-2	高齢者福祉	●		●				
2-3	障害者福祉	●		●				
2-4	社会保障、地域福祉	●	●	●				
<b>基本施策3 安全・安心で利便性が高いまちづくり</b>								
3-1	防災	●						
3-2	防犯							
3-3	都市づくり			●			●	
3-4	道路、公共交通			●				
<b>基本施策4 心豊かに暮らせるまちづくり</b>								
4-1	人権尊重	●			●	●		
4-2	地域コミュニティ							
4-3	生涯学習				●			
4-4	平和、歴史文化				●			
4-5	スポーツ、レクリエーション				●			
<b>基本施策5 環境にやさしいまちづくり</b>								
5-1	自然環境						●	
5-2	廃棄物処理							
5-3	生活環境、地球環境			●			●	●
<b>基本施策6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり</b>								
6-1	商工業、勤労者支援							
6-2	都市農業		●					
6-3	消費生活							
6-4	観光、ブランド・プロモーション							
<b>第3編 行財政運営</b>								
行財政-1	行財政運営、行政改革							
行財政-2	公共施設等マネジメント							
行財政-3	協働、情報共有							



